

事業継続力強化支援計画の概要

| | |
|------|--|
| 実施者名 | 鶴の町商工会（法人番号 334005005503） 出水市（地方公共団体コード 462080） |
| 実施期間 | 令和3年4月1日～令和7年3月31日 |
| 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。 ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と出水市との間における被害情報報告ルートを構築する。 ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。 |
| 事業内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 事前の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年2月に策定された、出水市地域防災計画をもとに、発災時に混乱なく応急対応策等に取り組めるようにする。 2. 発災後の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害の状況を把握し、関係機関へ連絡する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 応急対策の実施可否の確認 2) 応急対策の方針と決定 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等発生時に、地区内の商工業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことのできる仕組みを構築する。 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の開設方法について、出水市と相談する。 ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。 ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。 ・ 応急時に有効な被災事業者施策の周知 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。 ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。 |
| 連絡先 | 鶴の町商工会 高尾野本所 〒899-0401 鹿児島県出水市高尾野町大久保2 3番地4 電話：0996-82-1065 F A X：0996-82-1192 E-mail：turunomachi-s@kashoren.or.jp 出水市役所 産業振興部シティーセールス課 〒899-0292 鹿児島県出水市緑町1番3号 T E L：0996-63-4040 F A X：0996-63-1331 E-mail：cs_c@city.izumi.kagoshima.jp |